

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件

1 審原告 松田正 外186名

1 審被告 関西電力株式会社

証拠説明書

(乙112~151号証の2)

平成28年10月12日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1 審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正



弁護士 田 中



弁護士 西 出 智



弁護士 神 原



弁護士 原 井 大








弁護士 森 拓



弁護士 辰 田



弁護士	今	城	智	徳	
弁護士	畑	井	雅	史	
弁護士	山	内	喜	明	
弁護士	谷		健 太	郎	
弁護士	中	室		祐	

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 112	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について	写し	H24. 3	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院が、専門家の意見を聴きつつ、福島第一原子力発電所事故の技術的知見を体系的に抽出し、対策の方向性について検討した結果の内容
乙 113	実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について	写し	H28. 8. 24 改訂	原子力規制委員会	原子力規制委員会が作成、公表した新規制基準に関する説明内容
乙 114 の 1	内閣官房ウェブサイト「原子力規制委員会設置法」について	写し	H28. 10 ウェブサイトより取得	内閣	原子力規制委員会は、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院の事務のほか、文部科学省及び国土交通省の所掌する原子力安全の規制等に関する事務を集約して、一元的につかさどることとなったこと
乙 114 の 2	原子力規制委員会設置法案の概要	写し	H24. 6. 15	内閣	
乙 115	原子力規制委員会の組織理念	写し	H25. 1. 9	原子力規制委員会	原子力規制委員会の組織理念の内容
乙 116	「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案」に対するご意見募集について	写し	H25. 2. 6	原子力規制委員会	新規制基準の制定過程で、骨子案が作成され、これが意見公募手続（パブリックコメント）に付されたこと、及び同手続の概要等
乙 117 の 1	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に対する意見募集について	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会 原子力規制庁	新規制基準の案が作成され、これが意見公募手続（パブリックコメント）に付されたこと、及び同手続の概要等
乙 117 の 2	パブリックコメント対象文書一覧	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会 原子力規制庁	

乙 118 の1	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等に関連する内規に対する意見募集について	写し	H25.4.10	原子力規制委員会	新規制基準に関する原子力規制委員会の内規案が作成され、これが意見公募手続(パブリックコメント)に付されたこと、及び同手続の概要等
乙 118 の2	パブリックコメント対象文書一覧	写し	H25.4.10	原子力規制委員会	
乙 119	決定書	写し	H28.4.6	福岡高等裁判所宮崎支部	川内原発稼働等差止仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件に係る決定の内容。なお、上記決定書のうち、当事者目録部分(275~279頁)は除いている。
乙 120	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準	写し	H25.6.19	原子力規制委員会	左記審査基準の内容
乙 121	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	写し	H28.3.31 最終改正	原子力規制委員会	左記規則及び同規則の解釈の内容
乙 122 の1	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所3・4号炉 関連審査会合 平成25年度」	写し	H28.10 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	大飯発電所3号機及び4号機の新規制基準適合性に係る審査会合の開催状況
乙 122 の2	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所3・4号炉 関連審査会合 平成26年度」	写し	H28.10 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	
乙 122 の3	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所3・4号炉 関連審査会合 平成27年度」	写し	H28.10 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	
乙 122 の4	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所3・4号炉 関連審査会合」	写し	H28.10 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	

乙 123	新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について	写し	H25. 7. 10	原子力規制庁	新規制基準適合性に係る審査会合は一般傍聴及びネット中継により公開され、資料も原則公開されていること、及びヒアリングは議事概要が公開されるとともに、資料も原則公開されていること
乙 124	原子力規制委員会記者会見録	写し	H27. 4. 15	原子力規制委員会	原子力規制委員会の田中委員長による「基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない」という発言の意味内容
乙 125	原子力発電所の新規制施行に向けた基本的な方針（私案）	写し	H25. 3. 19	原子力規制委員会委員長 田中俊一	原子力規制委員会の田中委員長が作成した私案には、「継続的な安全向上が重要である」との認識の下、原子力規制委員会が新規制基準への適合性判断をすれば原子力発電所について絶対安全が確保されるという「安全神話」が成立することを危惧していたかのような記載があること
乙 126 の1	決定書（案）	写し	H28. 5. 23	原子力規制委員会	高浜発電所3号機及び4号機の原子炉設置変更許可に対する異議申立ての決定の内容
乙 126 の2	平成28年度原子力規制委員会臨時会議第10回会議議事要旨	写し	H28. 5. 23	原子力規制委員会	原子力規制委員会において、上記決定書（案）のとおり決定するとされたこと
乙 127	第189回国会 衆議院原子力問題調査特別委員会議録第3号（抜粋）	写し	H27. 4. 23	衆議院	原子力規制委員会の田中委員長が、衆議院原子力問題調査特別委員会において、基準地震動の評価手法について発言した内容
乙 128	「決定に『曲解引用』と題する新聞記事	写し	H27. 4. 15	株式会社福井新聞社	高浜発電所3号機及び4号機の運転差止めを命じた福井地方裁判所の仮処分決定において、入倉教授の発言が引用されたことに対する同教授の発言内容
乙 129	「高浜原発 再稼働差し止め 地裁決定『事実誤認多い』と題する新聞記事	写し	H27. 4. 21	株式会社日本経済新聞社	

乙 130	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	写し	H13. 3. 29 一部改訂	原子力安全委員会	原子力発電所の安全設計評価に係る要求事項等
乙 131	発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム 第7回会合 議事録 (抜粋)	写し	H24. 12. 20	原子力規制委員会	新規制基準の制定過程において、「・・・共通要因又は従属要因による機能喪失が独立性のみで防止できない場合には、その共通要因又は従属要因による機能の喪失モードに対する多様性及び独立性を備えた設計であること」を求める規則案が検討されていたが、同規則案には論理矛盾があるとの指摘を受けて修正されたこと
乙 132	新安全基準 (設計基準) 骨子案における主な論点と確認をいただきたい事項 - 第6回会合 資料5の一部改訂 - (抜粋)	写し	H24. 12. 20	原子力規制委員会	
乙 133	第183回国会 衆議院原子力問題調査特別委員会議録第4号 (抜粋)	写し	H25. 4. 19	衆議院	原子力規制委員会の田中委員長が、「米国では、そういった (引用者注: 重大事故等への) 対策は主に可搬設備によって対応するというふうになっております。ヨーロッパは、比較的、恒設的な設備を導入しております。今回、私どもはその両方を要求しております」と説明していること
乙 134 の1	The EUR: a great achievement and still on its way (抜粋)	写し	H25	EUR 運営委員会 委員長 フランス電力 公社 エリック・ ド・フラギエ	EUR (欧州電力事業者要求仕様) は欧州の電力会社が自主的に定めた規格であって、規制要求ではないこと
乙 134 の2	上記の訳文	写し	H28. 10	1 審被告	

乙 135	四国電力株式会社伊方発電所3号炉の審査書案に対する意見募集の結果等及び発電用原子炉設置変更許可について(案)(抜粋)	写し	H27.7.15	原子力規制委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会が、「規制基準は、満足すべき性能水準を要求し、それを実現する『技術』は指定しないのが国際的に一般的な考え方です」との見解を示していること</li> <li>「欧州の基準と同様に、炉心損傷後12時間は格納容器を保護する操作は不要とすべき」との意見に対する原子力規制委員会の回答内容等</li> </ul>
乙 136	プレスリリース「大飯発電所3,4号機および高浜発電所3,4号機の原子炉設置変更許可等の申請について」(抜粋)	写し	H25.7.8	1審被告	新規制基準の制定を受けて本件発電所で整備,充実させた重大事故等対策について,1審被告が有効性評価を行っており,この評価結果が原子力規制委員会による新規制基準の適合性審査の対象となっていること
乙 137 の1	U. S. NUCLEAR REGULATORY COMMISSION STANDARD REVIEW PLAN (抜粋)	写し	H19.3改訂	U. S. NUCLEAR REGULATORY COMMISSION (米国原子力規制委員会)	米国原子力規制委員会(NRC)の審査指針において,炉心の長期の冷却を目的とした受動的安全設備の設置は義務付けられておらず,先進的な原子炉において,受動的な安全設備による炉心の長期冷却を採用する場合の審査範囲が定められていること
乙 137 の2	上記の訳文	写し	H28.10	1審被告	
乙 138 の1	Nuclear Power Reactors in the World (抜粋)	写し	H28	International Atomic Energy Agency (国際原子力機関)	2015年末現在,全世界で稼働中の原子炉は全部で441基であること
乙 138 の2	上記の訳文	写し	H28.10	1審被告	
乙 139	原子力技術開発の動向(抜粋)	写し	H25.10	資源エネルギー庁	現在の最新の原子炉といわれる第3+世代炉の中にも,炉心の長期冷却に係る受動的な安全設備を採用していない原子炉(EPR等)が存在すること

乙 140	大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の一部補正書（抜粋）	写し	H28. 5. 18	1 審被告	T I - S G T Rは、その発生可能性が極めて低いことから、重大事故等対策において想定すべき「格納容器破損モード」としなかったこと
乙 141 の 1	Light Water Reactor Hydrogen Manual（抜粋）	写し	S58. 8	サンディア国立研究所（米国原子力規制委員会の委託により作成）	原子炉容器内で水素爆発が発生する可能性は極めて低いこと
乙 141 の 2	上記の訳文	写し	H28. 10	1 審被告	
乙 142	I A E A 安全基準「原子力発電所の安全：設計」について	写し	H28. 9	1 審被告	I A E A 安全基準「原子力発電所の安全：設計」について、福島第一原子力発電所事故から得られた教訓・知見を基に見直しが行われ、2016年2月に改訂版が発行されていること、見直し後の安全基準において、原子力発電所のプラント全体としての安全性を確保するためには重要度に応じて要求の程度を変化させる方法（グレーディッドアプローチ）が有効であるとの考え方が、福島第一原子力発電所事故の教訓・知見を踏まえてもなお変更されていないこと
乙 143	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に対する意見募集の結果について（抜粋）	写し	H25. 6. 19	原子力規制庁	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び同規則の解釈に対する意見募集（パブリックコメント）で寄せられた意見に対する原子力規制委員会の考え方の内容



乙 144	陳述書	原本	H28. 10. 11	1 審被告 原子力 事業本部 原子力 安全部長 吉原健介	1 審被告が原子炉等規制法等に基づき大飯発電所3号機及び4号機においてテロ対策を行っており、同対策が国際的水準に照らして遜色のないものであること等
乙 145	原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会 第4回合同審査会 議事録(抜粋)	写し	H27. 3. 23	原子力規制庁	米国同時多発テロを受けて定められた原子力発電所に対する規制10CFR 50. 54(hh)と同じ内容が、新規制基準において要求されていること
乙 146 の1	新潟県ウェブサイト「平成25年度第2回新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会(平成25年9月14日開催)」	写し	H28. 10 ウェブサイトより取得	新潟県	新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会において、原子力規制委員会への質問に対する回答が行われたこと なお、参考資料No. 2が、乙146号証の2である。
乙 146 の2	新潟県から原子力規制委員会へ提出した要請・質問と回答(抜粋)	写し	H25. 9. 14	新潟県	新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会において、新規制基準は、米国のB. 5. bを参考に、テロに対する備えとして、意図的な航空機衝突等によりプラントが大規模に損傷した状況において、消火活動の実施や、炉心や格納容器の損傷を緩和するための対策を求めている、との見解を原子力規制委員会が示していること
乙 147	平成27年 回顧と展望 警備情勢を顧みて(抜粋)	写し	H28. 3	警察庁	我が国の原子力発電所の警備について、警察では、24時間体制で警戒警備に当たっており、原子力事業者や自衛隊との連携も行われていること

乙 148	海上保安レポート 2014 (抜粋)	写し	H26. 5. 28	海上保安庁	我が国の原子力発電所の警備について、海上保安庁では、テロ攻撃等に備えるため、巡視船艇・航空機により、昼夜を分かたず警戒監視を行っており、関係機関との合同訓練を通じ連携強化が図られていること
乙 149	国民保護業務計画 (抜粋)	写し	H27. 9	1 審被告	1 審被告が、大規模テロ攻撃について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいて国民保護業務計画を定めていること
乙 150	第183回国会 参議院 予算委員会会議録 第10号 (抜粋)	写し	H25. 4. 23	参議院	原子力規制委員会の田中委員長が、参議院予算委員会での立地審査指針に関する質疑において述べた内容
乙 151 の 1	U. S. NUCLEAR REGULATORY COMMISSION OFFICE OF NUCLEAR REGULATORY RESEARCH REGULATORY GUIDE 4. 7 (抜粋)	写し	H26. 3	U. S. NUCLEAR REGULATORY COMMISSION (米国原子力 規制委員会)	福島第一原子力発電所事故後の2014年に改訂された左記ガイドには、「NRCは、地表の断層や褶曲、断層クレープ、沈降や陥没といった永久的な地盤の変位を生じさせる現象による影響を軽減することが不確実であり、困難であることから、敷地に地盤の永久変位が生じる可能性がある場合には、他に候補地を求めるのが賢明である」と記載されていること
乙 151 の 2	上記の訳文	写し	H28. 10	1 審被告	